

(仮 訳)

プレス・リリース

2012 年 4 月 13 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が監督当局によるストレス・テスト諸原則の 実施状況についての調査結果を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委」)は、本日、同委の「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」の各国監督当局による実施状況に関する調査結果を公表した。

ストレス・テストは、銀行が、様々なリスクやリスクシナリオから生じる自行に不利な予期せぬ潜在的な影響を把握するための重要なツールである。バーゼル委は 2009 年、金融危機下でのストレス・テスト実務の実績を検証し、「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」と題する銀行と監督当局双方に向けた提言を公表した。このガイダンスは、監督当局の役割や責任に関する大局的な見解を示すとともに、銀行のストレス・テスト業務の健全なガバナンス、設計及び実施に係る包括的な諸原則を取り纏めている。

バーゼル委の監督基準実施部会(SIG)は、各国における基準の実施状況の評価や、望ましい監督実務の形成の支援をマニフェストとしているが、その一環として、2011 年に監督当局による同諸原則の実施状況の検証を行った。その結果、ストレス・テストはすでに監督当局による銀行の評価プロセスの中核となっていること、コンティンジェンシー計画策定やコミュニケーションのツールとして活用されていることが明らかになった。他方、諸原則の実施は各国間でその成熟度に差異があるため、完全な実施に向けて多くの国でさらなる努力が必要な状況である。

全体としては、2009 年のストレス・テスト諸原則が総じて実効的であるという評価結果であった。しかしながら、バーゼル委としては、引き続き諸原則の実施状況を監視していくとともに、将来的に追加的なガイダンスが必要かどうかを判断していく。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場で

ある。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し、強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。